

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
大阪市役所  
大阪市北区中之島 1-3-20  
電話 06-6208-7444

## 目次

### 条 例

- 大阪市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例…………… 5
- 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例…………… 6
- 大阪市証紙条例を廃止する条例…………… 6
- 大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例…………… 7
- 大阪市迷惑駐車防止に関する条例の一部を改正する条例…………… 16
- 大阪都市計画事業三国駅周辺地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例…………… 16
- 大阪市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 16
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例…………… 17

### 規 則

- 大阪市感染症診査協議会条例施行規則…………… 18
- 大阪市証紙条例施行規則を廃止する規則…………… 18

### 告 示

- 野田阪神駅・阪神野田駅自転車駐車場の利用料金の額の承認…………… 21
- 放置自動車の処理…………… 21
- 予算の要領…………… 22
- 固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧…………… 38
- 開発行為に関する工事の完了…………… 39
- 開発行為に関する工事の完了…………… 39
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定…………… 40
- 道路の位置指定…………… 41
- 道路の位置指定…………… 41
- 道路の位置指定…………… 41
- 道路の位置指定…………… 42
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定…………… 42
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更…………… 44
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止…………… 45

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止……………	47
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定……………	47
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更……………	50
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止……………	52
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定……………	53
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更……………	54
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止……………	55
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………	56
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定……………	59
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定……………	59
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定……………	60
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪城天守閣）……………	60
○指定管理者を指定した旨の公告（南港中央野球場及び南港中央庭 球場）……………	61
○指定管理者を指定した旨の公告（靱庭球場及び靱テニスセンター）…	61
○指定管理者を指定した旨の公告（鶴見緑地球技場ほか4施設）……	62
○指定管理者を指定した旨の公告（旭プールほか5施設）……………	62
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立住之江スポーツセンタ ー）……………	63
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立千島体育館ほか3施設）…	63
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立東淀川体育館ほか3施 設）……………	64
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立都島スポーツセンター ほか3施設）……………	64
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立中央スポーツセンター ほか3施設）……………	65
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立天王寺スポーツセンタ ーほか2施設）……………	66
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立西淀川スポーツセンタ ーほか3施設）……………	66

○指定管理者を指定した旨の公告（鶴見緑地パークゴルフ場）	67
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立此花屋内プールほか2施設）	67
○都市公園法違反物件の除却	68
○天王寺公園及び天王寺動物園の臨時開園	68
○特定計量器の定期検査	68
○市道の路線認定	69
○市道の区域決定	69
○府道の区域変更	70
○市道の区域変更	70
○市道の供用開始	71
○市道の供用廃止	72
○道路法違反物件の除却	75
○一般競争入札の執行（大阪市立西高等学校情報教育実習用コンピュータ機器及び大阪市立高等学校情報教育用コンピュータ機器の借入れ）	75
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立美術館ほか3施設）	78
○指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立科学館）	79
○選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数	79
<b>公 告</b>	
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	80
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	83
○一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	86

### 公布された条例のあらまし

#### ◇大阪市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

- 1 感染症診査協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することにした。

（平成22年大阪市条例第1号 大阪市保健所感染症対策担当）

#### ◇職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員に対する停職の処分の期間を改めるため、本条例を改めることにしました。

2 この条例は、平成22年3月1日から施行することにしました。

(平成22年大阪市条例第2号 総務局人事部人事担当)

#### ◇大阪市証紙条例を廃止する条例

1 大阪市手数料条例等の規定による手数料を証紙による収入の方法により徴収しないことにしました。

2 必要な経過措置を講じることにしました。

3 この条例は、平成22年4月1日から施行することにしました。

(平成22年大阪市条例第3号 会計室会計企画担当)

#### ◇大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例

1 自転車等の駐車需要を生じさせる施設における自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにしました。

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することにしました。

(平成22年大阪市条例第4号 建設局管理部自転車施策担当)

#### ◇大阪市迷惑駐車の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 道路交通法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

2 この条例は、平成22年4月19日から施行することにしました。

(平成22年大阪市条例第5号 計画調整局計画部総合交通体系担当)

#### ◇大阪都市計画事業三国駅周辺地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

1 事業の事務所の所在地を改めることにしました。

2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。

(平成22年大阪市条例第6号 都市整備局 三国駅土地区画整理事務所)

#### ◇大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

1 カラオケボックス等における避難通路の管理の基準を定めることにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、平成22年4月1日から施行することにしました。

(平成22年大阪市条例第7号 消防局予防部予防担当)

#### ◇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 任期を定めて採用された職員の給与に関し必要な事項を定めることにしました。

2 この条例は、平成22年4月1日から施行することにしました。

(平成22年大阪市条例第8号 交通局総務部総務担当、水道局総務部給与・勤務条件担当、病院局総務部人事・勤務条件担当)

公布された規則のあらまし

**◇大阪市感染症診査協議会条例施行規則**

- 1 大阪市感染症診査協議会条例の施行に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日から施行することになりました。  
(平成22年大阪市規則第8号 大阪市保健所感染症対策担当)

**◇大阪市証紙条例施行規則を廃止する規則**

- 1 大阪市手数料条例等の規定による手数料を証紙による収入の方法により徴収しないことにしました。
- 2 この規則は、平成22年4月1日から施行することになりました。  
(平成22年大阪市規則第9号 会計室会計企画担当)

## 条 例

大阪市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

**大阪市条例第1号**

大阪市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

大阪市感染症診査協議会条例（平成11年大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とする。

第6条第2項中「委員」を「委員及び専門委員」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 部会の会議は、会長が招集する。

第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（関係者の出席）

第8条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(平22. 2. 26揭示済)



職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

**大阪市条例第2号**

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和26年大阪市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「3月」を「1年」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に係る停職の処分の期間については、なお従前の例による。

(平22. 2. 26揭示済)



大阪市証紙条例を廃止する条例を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

**大阪市条例第3号**

大阪市証紙条例を廃止する条例

大阪市証紙条例（昭和39年大阪市条例第13号）は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発売されたこの条例による廃止前の大阪市証紙条例の規定による証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくはき損したものを除く。以下「未使用証紙」という。）は、施行日から平成23年3月31日までの間、なお従前の例によりこれを使用することができる。
- 3 未使用証紙は、施行日から平成27年3月31日までの間に限り、市規則で定

めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

(平22. 2. 26揭示済)

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

#### 大阪市条例第4号

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第5条第4項に規定する自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設及び共同住宅における自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法に基づく命令の例による。

(適用範囲)

第3条 法第5条第4項に規定する条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域とする。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設で施設面積（市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。）が同表（い）欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）による自転車等の駐車のために供するため、同表（う）欄に定めるところにより算定した台数（以下「必要台数」という。）以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車場（一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。以下同じ。）を、新築しようとする施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

2 前項の規定による自転車駐車場は、同時に必要台数の自転車等を駐車したときに、当該自転車等の台数のうち必要台数に10分の1を乗じて得た台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上を原動機付自転車の台数とすることができるように設置しなければならない。

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第5条 別表第1(あ)欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築(次条第3項に規定する場合を除く。)については、同表(い)欄に掲げる規模にかかわらず、当該2以上の用途ごとに同表(あ)欄に掲げる区分に応じて同表(う)欄に定めるところによりそれぞれ算定した台数を合計した台数が20を上回る場合に限り、前条の規定を適用する。この場合においては、当該合計した台数を当該混合用途施設に係る必要台数とみなす。

(大規模施設に係る自転車駐車場の規模)

第6条 施設面積が1,000平方メートルを超える施設の新築(次項及び第3項に規定する場合を除く。)については、別表第2(あ)欄に掲げる用途に応じ、同表(い)欄の施設面積の区分ごとに同表(う)欄に定めるところによりそれぞれ算定した台数を合計した台数を当該施設に係る必要台数とみなして、第4条の規定を適用する。

2 前項に規定する施設のうち、その敷地の面積の2分の1以上の部分が都市計画法第8条第1項第1号の商業地域(当該地域に関する都市計画に定められた容積率が10分の60以上である地域に限る。以下「特定商業地域」という。)内となるものの新築(次項に規定する場合を除く。)については、別表第2(あ)欄に掲げる用途に応じ、同表(い)欄の施設面積の区分ごとに同表(え)欄に定めるところによりそれぞれ算定した台数を合計した台数(その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を当該施設に係る必要台数とみなして、第4条の規定を適用する。

3 混合用途施設であって当該混合用途施設に係る2以上の用途ごとの施設面積の合計が1,000平方メートルを超える施設の新築については、当該2以上の用途ごとに前2項の規定の例によりそれぞれ算定した台数を合計した台数を当該施設に係る必要台数とみなして、第4条の規定を適用する。

(施設を増築又は改築する場合の自転車駐車場の設置)

第7条 指定区域内において、別表第1(あ)欄に掲げる用途に供する施設について増築又は改築(以下「増築等」という。)をしようとする者は、当該増築等の工事の完了後の施設(この条例の施行の日から起算して6月を経過した日(この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して6月を経過した日。以下「適用日」という。)前に着工された新築又は増築等の工事により設置された部分(以下「不適用部分」という。)を除く。)を新築しようとしたならば第4条の規定により算定されることとなる必要台数(前2条の規定により必要台数とみなされる場合を含む。)から現に存する当該施設に係る自転車駐車場に駐車することができる台数を控除した台数以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車場を、第4条の基準に適合するよう設置しなければならない。

(共同住宅における自転車駐車場の設置)

第8条 指定区域内において、別表第3（あ）欄に掲げる施設で同表（い）欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該施設に居住する者（以下「居住者」という。）による自転車等の駐車のために供するため、同表（う）欄に定めるところにより算定した台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車を、当該施設又はその敷地内に設置しなければならない。

2 前項の規定による自転車駐車場は、同時に前項の規定により算定した台数の自転車等を駐車したときに、当該自転車等の台数のうち当該台数に10分の1を乗じて得た台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上を原動機付自転車の台数とすることができるように設置しなければならない。

3 指定区域内において、別表第3（あ）欄に掲げる用途に供する施設について増築等をしようとする者は、当該増築等の工事の完了後の施設（不適用部分を除く。）を新築しようとしたならば第1項の規定により算定されることとなる台数から現に存する当該施設に係る自転車駐車場に駐車することができる台数を控除した台数以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車を、前2項の基準に適合するよう設置しなければならない。

（施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合の自転車駐車場の設置）

第9条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして第4条から前条までの規定（以下「附置義務規定」という。）を適用する。

（小規模共同住宅の所有者等の責務）

第10条 指定区域内において、別表第3（あ）欄に掲げる用途に供する施設であって同表（い）欄に掲げる規模に満たない規模のものを新築しようとする者又は当該施設を増築等をしようとする者で第8条第3項の規定の適用を受けないものは、居住者による自転車等の駐車のために供するため、当該新築又は当該増築等の工事の完了後の施設の同表（あ）欄に掲げる用途に応じて同表（う）欄に定めるところにより算定した台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車を、第8条第1項及び第2項の基準に適合して設置するよう努めなければならない。この場合において、これらの者は、当該自転車駐車を第12条に規定する構造及び設備の基準に適合させるとともに、第15条の基準に従い当該自転車駐車を管理するよう努めなければならない。

2 前項に規定する者は、同項の規定により自転車駐車を設置しようとするときは、第13条の規定の例により、市長に届出を行わなければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 指定区域内に存する別表第1（あ）欄又は別表第3（あ）欄に掲げる用途に供する施設であって、適用日前に着工された新築若しくは増築等の工事の完了後の施設又は適用日以後の用途変更により自転車等の駐車需要が増加す

ることとなった施設の所有者又は管理者は、利用者又は居住者による自転車等の駐車のために供するため、当該施設をすべて新築したとしたならば附置義務規定により設置しなければならないこととなる自転車駐車を、附置義務規定の基準に適合して設置するよう努めなければならない。

4 指定区域内に存する別表第1（あ）欄又は別表第3（あ）欄に掲げる用途に供する施設であって当該施設の新築又は増築等をした者が附置義務規定の適用を受けないもの（第1項及び前項に規定する施設を除く。）の所有者又は管理者は、当該施設の利用者による自転車等の駐車のために供するための自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

5 鉄道事業者及び軌道経営者は、旅客の利便に供するための自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

（景観への配慮）

第11条 附置義務規定又は前条の規定により自転車駐車を設置する者は、周辺環境との調和を図り、都市景観に配慮するよう努めなければならない。

（自転車駐車の構造及び設備）

第12条 附置義務規定により設置される自転車駐車の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等を有効に駐車することができるものでなければならない。

2 附置義務規定により自転車駐車を設置する者は、利用者又は居住者が当該自転車駐車を容易に利用できるようその位置及び利用方法を表示しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、自転車駐車の構造及び設備について必要な技術的基準は、市規則で定める。

（自転車駐車の設置の届出）

第13条 附置義務規定により自転車駐車を設置しようとする者は、市規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 自転車駐車を設置しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 自転車駐車の管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）（管理者を別に定める場合に限る。）

(3) 新築又は増築等しようとする施設の用途及び施設面積

(4) 設置する自転車駐車の位置及び規模

(5) 設置する自転車駐車の構造及び設備

(6) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（適用除外）

第14条 この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6月を経過した日前に施設の新築又は増築等の工事に着手した者については、附置義務規定は適用しない。

（自転車駐車の管理）

第15条 附置義務規定により自転車駐車を設置している者又はその管理者は、当該自転車駐車の敷地、構造及び設備並びに規模について、常時その目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第16条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に施設若しくは自転車駐場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 前項の証明書の様式は、市規則で定める。

(措置命令)

第17条 市長は、第4条、第7条、第8条、第12条又は第15条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車の設置、原状回復その他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称その他命令に違反した者を特定するために必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(罰則)

第18条 前条第1項の規定による命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(2) 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前3項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

(施行の細目)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して6月を経過した日前に施設の新築又は増築等のための工事に着手した者については、附置義務規定は適用しない。

(大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例の一部改正)

3 大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「自ら旅客の利便に供するための自転車駐車を設置し、又は」を削り、同条第2項中「、自らその施設の利用者の利便に供するための自転車駐車を設置するよう努めるとともに」を削る。

別表第1（第4条関係）

(あ)	(い)	(う)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア、飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店	施設面積が300平方メートルを超えるもの	施設面積15平方メートルまでごとに1台
スポーツ施設、官公署等	施設面積が400平方メートルを超えるもの	施設面積20平方メートルまでごとに1台
銀行、郵便局	施設面積が500平方メートルを超えるもの	施設面積25平方メートルまでごとに1台
学習施設、映画館・劇場、病院・診療所	施設面積が600平方メートルを超えるもの	施設面積30平方メートルまでごとに1台

備考

- この表において、「遊技場」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号又は第8号に規定する営業を行うための施設をいう。
- この表において、「小売店舗・コンビニエンスストア」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する小売業を行うための施設をいう。
- この表において、「飲食店・カラオケボックス等」とは、飲食店、カラオケボックス、料理店その他これらに類する施設で市規則で定めるものをいう。
- この表において、「レンタルビデオ店」とは、映画、音楽その他これらに類するものを記録したビデオテープその他の記録媒体を貸し付け、店舗外に持ち出させる営業を行うための施設をいう。
- この表において、「スポーツ施設」とは、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する施設で市規則で定めるもののうち、営業の用に供するもの（第10項に該当するものを除

く。)をいう。

- 6 この表において、「官公署等」とは、警察署、税務署、地方公共団体の支庁又は支所、図書館、美術館、博物館、集会場その他これらに類する施設で市規則で定めるものをいう。
- 7 この表において、「銀行」とは、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する金庫の事業又は銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第2項に規定する銀行業を行うための施設であつて店舗部分を有するものをいう。
- 8 この表において、「郵便局」とは、郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設をいう。
- 9 この表において、「学習施設」とは、専修学校、学習塾、華道教室、囲碁教室、自動車教習所その他これらに類する施設で市規則で定めるもの（第5項に該当するものを除く。）をいう。
- 10 この表において、「映画館・劇場」とは、映画館、劇場、演芸場、観覧場及び公会堂をいう。
- 11 この表において、「病院・診療所」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所その他これらに類する施設で市規則で定めるものをいう。

別表第2（第6条関係）

(あ)	(い)	(う)	(え)
施設の用途	施設面積の区分	自転車駐車場の規模	特定商業地域における自転車駐車場の規模
遊技場	1,000平方メートルまでの部分	施設面積15平方メートルまでごとに1台	施設面積15平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積15平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
	5,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台
小売店舗・コンビニエンスストア	1,000平方メートルまでの部分	施設面積15平方メートルまでごとに1台	施設面積15平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え10,000平方メートルまでの部分	施設面積75平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数

	10,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず 0台	施設面積にかかわらず 0台
飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店	1,000平方メートルまでの部分	施設面積15平方メートルまでごとに1台	施設面積15平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積75平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
	5,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず 0台	施設面積にかかわらず 0台
スポーツ施設、官公署等	1,000平方メートルまでの部分	施設面積20平方メートルまでごとに1台	施設面積20平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積100平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
	5,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず 0台	施設面積にかかわらず 0台
銀行、郵便局	1,000平方メートルまでの部分	施設面積25平方メートルまでごとに1台	施設面積25平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積125平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
	5,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず 0台	施設面積にかかわらず 0台
学習施設、映画館・劇場	1,000平方メートルまでの部分	施設面積30平方メートルまでごとに1台	施設面積30平方メートルまでごとに1台
	1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積150平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
	5,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず 0台	施設面積にかかわらず 0台
病院・診療所	1,000平方メートルまでの部分	施設面積30平方メートルまでごとに1台	施設面積30平方メートルまでごとに1台

1,000平方メートルを超え5,000平方メートルまでの部分	施設面積60平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
5,000平方メートルを超え10,000平方メートルまでの部分	施設面積150平方メートルまでごとに1台	(う)欄により算定した台数に4分の3を乗じて得た台数
10,000平方メートルを超える部分	施設面積にかかわらず0台	施設面積にかかわらず0台

備考 この表における「遊技場」、「小売店舗・コンビニエンスストア」、「飲食店・カラオケボックス等」、「レンタルビデオ店」、「スポーツ施設」、「官公署等」、「銀行」、「郵便局」、「学習施設」、「映画館・劇場」及び「病院・診療所」の意義は、別表第1備考に定めるところによる。

### 別表第3 (第8条関係)

(あ)	(い)	(う)
施設の種類	施設の規模	自転車駐車場の規模
ワンルーム形式集合住宅建築物	住戸の総数が30戸以上のもの	ワンルーム形式住戸数1戸ごとに0.7台(ファミリー形式住戸がある場合にあっては、当該ファミリー形式住戸数1戸ごとに1台を加算した台数)
共同住宅等建築物	住戸の総数が30戸以上のもの	ファミリー形式住戸数1戸ごとに1台

備考

- この表において、「ワンルーム形式住戸」とは、共同住宅の住戸であってその床面積が35平方メートル以下のものをいい、「ファミリー形式住戸」とは、共同住宅の住戸であってその床面積が35平方メートルを超えるものをいう。
- この表において、「ワンルーム形式集合住宅建築物」とは、住戸にワンルーム形式住戸を含む共同住宅をいう。
- この表において、「共同住宅等建築物」とは、住戸がファミリー形式住戸のみである共同住宅をいう。

(平22.2.26揭示済)



大阪市迷惑駐車防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

**大阪市条例第5号**

大阪市迷惑駐車防止に関する条例の一部を改正する条例

大阪市迷惑駐車防止に関する条例（平成6年大阪市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第49条の2第3項」を「第49条の3第3項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成22年4月19日から施行する。

(平22. 2. 26揭示済)



大阪都市計画事業三国駅周辺地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

**大阪市条例第6号**

大阪都市計画事業三国駅周辺地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

大阪都市計画事業三国駅周辺地区土地区画整理事業施行規程（昭和62年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大阪市淀川区西宮原2丁目1番3号 三国駅土地区画整理事務所」を「大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所内」に改める。

**附 則**

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平22. 2. 26揭示済)



大阪市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

**大阪市条例第7号**

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第50条の2の次に次の1条を加える。

(カラオケボックス等の避難通路)

第50条の3 カラオケボックスその他の令別表第1(2)項ニに掲げる店舗その他これに類するもの(以下カラオケボックス等という。)の関係者は、避難通路の安全を確保するため、当該カラオケボックス等に設けられている個室その他これに類する施設に設置する外開きの戸で避難通路に面するものについては、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とし、当該避難通路を避難上有効に管理しなければならない。ただし、消防署長が避難上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置若しくは修理の工事中のこの条例による改正後の大阪市火災予防条例第50条の3に規定するカラオケボックス等の外開きの戸(以下「外開き戸」という。)が同条に規定する構造を有していないときは、当該外開き戸については、平成23年3月31日までの間、同条の規定は、適用しない。

(平22. 2. 26揭示済)

~~~~~

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

#### 大阪市条例第8号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「育児休業に伴う任期付職員等」という。)に係る給料表の給料額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って、職種ごとに定めるものとする。

第3条の2中「他の職」を「他の職(育児休業に伴う任期付職員等にあつては、同じ職種の他の職)」に改める。

第14条の2の見出しを「(再任用職員等についての適用除外)」に改め、同条中「再任用職員」を「再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平22. 2. 26揭示済)

## 規 則

大阪市感染症診査協議会条例施行規則を公布する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

### 大阪市規則第8号

大阪市感染症診査協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市感染症診査協議会条例（平成11年大阪市条例第7号）の施行に関し必要な事項を定めるとする。

(庶務)

第2条 大阪市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平22. 2. 26揭示済)

大阪市証紙条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成22年3月12日

大阪市長 平 松 邦 夫

### 大阪市規則第9号

大阪市証紙条例施行規則を廃止する規則

大阪市証紙条例施行規則（昭和39年大阪市規則第15号）は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大阪市証紙条例を廃止する条例（平成22年大阪市条例第3号）附則第3項の規定により未使用証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、別記

附則様式による大阪市証紙払戻請求書に返還する未使用証紙を貼付して、これを市長に提出しなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、未使用証紙の返還及び現金の還付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則様式（附則第2項関係）（A4）

（表）

|                                                                 |                                                                                  |                  |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 大 阪 市 証 紙 払 戻 請 求 書                                             |                                                                                  | 平成 年 月 日         |
| 大 阪 市 長 様                                                       |                                                                                  |                  |
| 請 求 者                                                           | 住 所<br>〔法人にあっては主たる<br>事務所の所在地〕<br>氏 名 印<br>〔法人にあってはその名<br>称及び代表者の氏名印〕<br>電 話 番 号 | ○                |
| 大阪市証紙条例を廃止する条例附則第3項の規定により、未使用の大阪市証紙について現金の還付を受けたいので、次のとおり請求します。 |                                                                                  |                  |
| 記                                                               |                                                                                  |                  |
| 還付金請求額                                                          | 計                                                                                | 円                |
| 返還証紙内訳                                                          | 10,000円券                                                                         | 枚                |
|                                                                 | 5,000円券                                                                          | 枚                |
|                                                                 | 1,000円券                                                                          | 枚                |
|                                                                 | 500円券                                                                            | 枚                |
|                                                                 | 100円券                                                                            | 枚                |
|                                                                 | 50円券                                                                             | 枚                |
|                                                                 | 10円券                                                                             | 枚                |
| （振込指定口座）                                                        |                                                                                  |                  |
| 金融機関名称                                                          | 支店名称                                                                             |                  |
| 預金種別                                                            | 口座番号                                                                             |                  |
| 口座名義                                                            | フリガナ                                                                             |                  |
| 本 市<br>記入欄                                                      | 受付番号<br>受 付 日                                                                    | 証第 号<br>平成 年 月 日 |

(裏)

未使用証紙貼付欄

告 示

### 大阪市告示第202号

次の施設について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成19年大阪市条例第102号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成22年3月1日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

有料自転車駐車場の利用料金

一時利用料金

| 自転車駐車場            | 自転車   |
|-------------------|-------|
| 野田阪神駅・阪神野田駅自転車駐車場 | 特定区画① |
|                   | 100円  |

備考

- これらの表において「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車に適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして市長が特に指定する区画をいう。

（建設局管理部放置自転車対策担当）

### 大阪市告示第202号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年3月3日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成22年3月17日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類                | 場 所           |
|-----|--------------------|---------------|
| 1   | 普通自動車<br>(ニッサン 紺色) | 浪速区浪速東1丁目7番先  |
| 2   | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 浪速区浪速東1丁目10番先 |
| 3   | 普通自動車<br>(外国車 紺色)  | 浪速区浪速西2丁目10番先 |
| 4   | 自動二輪車<br>(ホンダ 黒色)  | 浪速区稲荷2丁目1番先   |

（建設局管理部路上違反物件担当）

（平22.3.3揭示済）

大阪市告示第218号

平成22年2月26日開議の市会本会議の議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成22年3月12日

大阪市長 平 松 邦 夫

平成21年度大阪市一般会計補正予算

平成21年度大阪市一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,174,048千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,705,715,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

## (第 1 部)

| 款         | 項         | 補正前の額             | 補正額                | 計                 |
|-----------|-----------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 1 市 税     |           | 千円<br>640,993,737 | △ 千円<br>20,000,000 | 千円<br>620,993,737 |
|           | 1 市 民 税   | 260,587,847       | △ 20,000,000       | 240,587,847       |
| 13 国庫支出金  |           | 241,357,791       | 18,876,388         | 260,234,179       |
|           | 1 国庫負担金   | 229,709,298       | 20,906,107         | 250,615,405       |
|           | 2 国庫補助金   | 10,359,702        | △ 2,024,873        | 8,334,829         |
|           | 3 委託金     | 1,288,791         | △ 4,846            | 1,283,945         |
| 14 府支出金   |           | 39,946,689        | 205,765            | 40,152,454        |
|           | 1 府負担金    | 27,244,801        | 355,594            | 27,600,395        |
|           | 2 府補助金    | 7,680,117         | △ 95,805           | 7,584,312         |
|           | 4 府交付金    | 4,746,968         | △ 54,024           | 4,692,944         |
| 18 繰入金    |           | 12,469,105        | △ 6,879            | 12,462,226        |
|           | 3 蓄積基金繰入金 | 542,105           | △ 6,879            | 535,226           |
| 19 諸収入    |           | 52,668,217        | △ 320,071          | 52,348,146        |
|           | 3 雑収入     | 51,553,749        | △ 320,071          | 51,233,678        |
| 20 繰越金    |           | 0                 | 448,764            | 448,764           |
|           | 1 繰越金     | 0                 | 448,764            | 448,764           |
| 第 1 部 歳入計 |           | 1,169,922,268     | △ 796,033          | 1,169,126,235     |

## (第2部)

| 款        | 項          | 補正前の額                    | 補正額                       | 計                        |
|----------|------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 7 国庫支出金  |            | 50,166,487 <sup>千円</sup> | △ 3,584,971 <sup>千円</sup> | 46,581,516 <sup>千円</sup> |
|          | 1 国庫負担金    | 1,850,986                | 116,273                   | 1,967,259                |
|          | 2 国庫補助金    | 48,165,290               | △ 3,709,905               | 44,455,385               |
|          | 3 委託金      | 150,211                  | 8,661                     | 158,872                  |
| 8 府支出金   |            | 7,305,833                | △ 470,931                 | 6,834,902                |
|          | 1 府補助金     | 6,603,192                | △ 383,123                 | 6,220,069                |
|          | 3 府交付金     | 700,965                  | △ 87,808                  | 613,157                  |
| 10 財産売却代 |            | 13,576,618               | 3,010,000                 | 16,586,618               |
|          | 1 不動産売却代   | 13,576,618               | 3,010,000                 | 16,586,618               |
| 12 繰入金   |            | 320,193,067              | 40,593,112                | 360,786,179              |
|          | 1 特別会計繰入金  | 45,348,862               | 9,595,000                 | 54,943,862               |
|          | 2 公債費会計繰入金 | 134,122,314              | 33,023,000                | 167,145,314              |
|          | 3 運用基金繰入金  | 122,179,054              | △ 1,719,000               | 120,460,054              |
|          | 4 蓄積基金繰入金  | 18,542,837               | △ 305,888                 | 18,236,949               |
| 13 諸収入   |            | 98,521,889               | △ 577,129                 | 97,944,760               |
|          | 2 貸付金元利収入  | 60,678,674               | △ 17,475                  | 60,661,199               |
|          | 5 雑収入      | 17,656,977               | △ 559,654                 | 17,097,323               |
| 第2部 歳入計  |            | 497,618,915              | 38,970,081                | 536,588,996              |
| 歳入合計     |            | 1,667,541,183            | 38,174,048                | 1,705,715,231            |

## 歳 出

## (第 1 部)

| 款           | 項                          | 補正前の額           | 補正額            | 計               |
|-------------|----------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 1 議 会 費     |                            | 千円<br>2,838,324 | △ 千円<br>67,796 | 千円<br>2,770,528 |
|             | 1 議 会 費                    | 2,838,324       | △ 67,796       | 2,770,528       |
| 2 総 務 費     |                            | 104,633,370     | △ 760,212      | 103,873,158     |
|             | 1 総 務 管 理 費                | 14,338,396      | △ 464,215      | 13,874,181      |
|             | 2 市 民 生 活 推 進 費            | 5,106,517       | △ 21,528       | 5,084,989       |
|             | 3 区 政 推 進 費                | 39,918,724      | △ 677,060      | 39,241,664      |
|             | 4 契 約 管 財 費                | 5,037,903       | △ 141,392      | 4,896,511       |
|             | 5 徴 税 費                    | 15,522,241      | △ 205,743      | 15,316,498      |
|             | 6 計 画 調 整 費                | 2,814,883       | △ 44,862       | 2,770,021       |
|             | 7 諸 給 与 金                  | 20,725,220      | 809,000        | 21,534,220      |
|             | 8 監 査 委 員 ・<br>人 事 委 員 会 費 | 771,599         | △ 10,061       | 761,538         |
|             | 9 選 挙 管 理 委 員 会 費          | 397,887         | △ 4,351        | 393,536         |
| 3 健 康 福 祉 費 |                            | 394,946,388     | 25,723,595     | 420,669,983     |
|             | 1 健 康 福 祉 費                | 33,641,928      | △ 852,549      | 32,789,379      |
|             | 2 社 会 福 祉 費                | 92,192,548      | 44,743         | 92,237,291      |
|             | 3 生 活 保 護 費                | 247,739,709     | 26,992,001     | 274,731,710     |
|             | 5 保 健 所 費                  | 16,181,242      | △ 451,921      | 15,729,321      |
|             | 6 弘 濟 院 費                  | 1,554,899       | △ 8,679        | 1,546,220       |
| 4 こども青少年費   |                            | 128,457,112     | △ 2,077,311    | 126,379,801     |

| 款            | 項            | 補正前の額                    | 補正額                     | 計                        |
|--------------|--------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
|              | 1 こども青少年費    | 21,150,852 <sup>千円</sup> | △ 437,490 <sup>千円</sup> | 20,713,362 <sup>千円</sup> |
|              | 2 児童育成費      | 102,378,967              | △ 1,586,682             | 100,792,285              |
|              | 3 幼稚園費       | 3,836,697                | △ 52,389                | 3,784,308                |
|              | 4 青少年育成費     | 1,090,596                | △ 750                   | 1,089,846                |
| 5 環境費        |              | 38,593,226               | 403,938                 | 38,997,164               |
|              | 1 環境総務費      | 28,142,382               | 509,695                 | 28,652,077               |
|              | 2 環境対策費      | 810,458                  | △ 980                   | 809,478                  |
|              | 3 廃棄物処理費     | 8,628,529                | △ 51,955                | 8,576,574                |
|              | 4 斎場霊園費      | 1,011,857                | △ 52,822                | 959,035                  |
| 6 産業経済費      |              | 3,789,947                | △ 27,592                | 3,762,355                |
|              | 1 産業経済費      | 3,765,832                | △ 27,363                | 3,738,469                |
|              | 2 農事振興費      | 24,115                   | △ 229                   | 23,886                   |
| 7 土木費        |              | 12,410,298               | △ 118,933               | 12,291,365               |
|              | 1 土木管理費      | 10,276,715               | △ 108,580               | 10,168,135               |
|              | 2 道路橋梁費      | 1,859,500                | △ 7,533                 | 1,851,967                |
|              | 3 河川費        | 274,083                  | △ 2,820                 | 271,263                  |
| 8 ゆとりとみどり振興費 |              | 17,329,007               | △ 401,819               | 16,927,188               |
|              | 1 ゆとりとみどり振興費 | 7,064,441                | △ 67,235                | 6,997,206                |
|              | 2 文化及集客費     | 2,424,380                | △ 63,737                | 2,360,643                |
|              | 3 スポーツ振興費    | 4,562,249                | △ 2,710                 | 4,559,539                |
|              | 4 公園費        | 3,277,937                | △ 268,137               | 3,009,800                |

| 款  | 項               | 補正前の額                   | 補正額                     | 計                       |
|----|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 9  | 港湾費             | 4,645,093 <sup>千円</sup> | △ 176,099 <sup>千円</sup> | 4,468,994 <sup>千円</sup> |
|    | 1 港湾管理費         | 4,645,093               | △ 176,099               | 4,468,994               |
| 10 | 住宅諸費            | 4,920,413               | △ 59,830                | 4,860,583               |
|    | 1 住宅諸費          | 4,920,413               | △ 59,830                | 4,860,583               |
| 11 | 消防費             | 37,137,983              | △ 472,669               | 36,665,314              |
|    | 1 消防費           | 37,137,983              | △ 472,669               | 36,665,314              |
| 12 | 教育費             | 66,721,008              | △ 778,013               | 65,942,995              |
|    | 1 教育総務費         | 12,901,706              | △ 90,469                | 12,811,237              |
|    | 2 小学校費          | 23,911,593              | △ 332,874               | 23,578,719              |
|    | 3 中学校費          | 9,021,297               | △ 112,383               | 8,908,914               |
|    | 4 高等学校費         | 15,704,715              | △ 190,963               | 15,513,752              |
|    | 5 特別支援学校費       | 1,695,915               | △ 12,546                | 1,683,369               |
|    | 6 社会教育費         | 3,174,113               | △ 37,607                | 3,136,506               |
|    | 7 保健体育費         | 311,669                 | △ 1,171                 | 310,498                 |
| 13 | 大学費             | 14,327,418              | 29,352                  | 14,356,770              |
|    | 1 大学費           | 14,327,418              | 29,352                  | 14,356,770              |
| 14 | 公債費             | 218,685,262             | 934,158                 | 219,619,420             |
|    | 1 公債費会計繰出金      | 218,685,262             | 934,158                 | 219,619,420             |
| 15 | 特別会計繰出金         | 119,543,260             | △ 147,000               | 119,396,260             |
|    | 2 市街地再開発事業会計繰出金 | 4,782,365               | △ 147,000               | 4,635,365               |
| 16 | 諸支出金            | 15,200,720              | 705,768                 | 15,906,488              |

| 款   | 項       | 補正前の額                    | 補正額                   | 計                        |
|-----|---------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
|     | 1 過年度支出 | 15,200,720 <sup>千円</sup> | 705,768 <sup>千円</sup> | 15,906,488 <sup>千円</sup> |
| 第1部 | 歳出計     | 1,185,478,829            | 22,709,537            | 1,208,188,366            |

## (第2部)

| 款 | 項                | 補正前の額           | 補正額             | 計               |
|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 総務事業費            | 千円<br>7,843,273 | △ 千円<br>487,249 | 千円<br>7,356,024 |
|   | 1 庁舎整備費          | 3,129,442       | △ 126,468       | 3,002,974       |
|   | 2 市民利用施設整備費      | 3,922,164       | △ 360,781       | 3,561,383       |
| 2 | 健康福祉事業費          | 7,923,776       | △ 1,499,619     | 6,424,157       |
|   | 1 健康福祉事業費        | 7,923,776       | △ 1,499,619     | 6,424,157       |
| 3 | こども青少年事業費        | 7,935,805       | △ 2,843,011     | 5,092,794       |
|   | 1 こども青少年事業費      | 5,436,013       | △ 348,823       | 5,087,190       |
|   | 2 子育て応援特別手当支給事業費 | 2,499,792       | △ 2,494,188     | 5,604           |
| 4 | 環境事業費            | 16,591,985      | △ 2,637,841     | 13,954,144      |
|   | 1 環境事業費          | 16,591,985      | △ 2,637,841     | 13,954,144      |
| 5 | 産業経済事業費          | 130,611,048     | △ 286,626       | 130,324,422     |
|   | 1 産業経済事業費        | 130,611,048     | △ 286,626       | 130,324,422     |
| 6 | 都市計画事業費          | 52,144,721      | △ 1,775,348     | 50,369,373      |
|   | 1 一般都市計画事業費      | 38,722,814      | △ 65,348        | 38,657,466      |
|   | 2 市街地整備事業費       | 13,421,907      | △ 1,710,000     | 11,711,907      |
| 7 | 土木事業費            | 23,255,624      | 960,000         | 24,215,624      |
|   | 1 土木施設整備事業費      | 21,755,624      | 960,000         | 22,715,624      |
| 8 | ゆとりとみどり振興事業費     | 5,259,143       | △ 26,310        | 5,232,833       |
|   | 1 文化集客事業費        | 1,516,064       | △ 11,703        | 1,504,361       |
|   | 2 スポーツ施設整備事業費    | 541,241         | △ 5,507         | 535,734         |

| 款          | 項               | 補正前の額                   | 補正額                   | 計                       |
|------------|-----------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
|            | 3 公園施設整備費       | 3,066,838 <sup>千円</sup> | △ 9,100 <sup>千円</sup> | 3,057,738 <sup>千円</sup> |
| 9 港湾事業費    |                 | 17,417,856              | 130,875               | 17,548,731              |
|            | 1 港湾施設整備費       | 15,773,706              | 794,000               | 16,567,706              |
|            | 2 港湾環境整備費       | 1,644,150               | △ 663,125             | 981,025                 |
| 10 住宅事業費   |                 | 96,748,076              | △ 2,911,000           | 93,837,076              |
|            | 1 住宅建設事業費       | 88,486,264              | △ 2,911,000           | 85,575,264              |
| 12 教育事業費   |                 | 20,210,369              | △ 1,943,552           | 18,266,817              |
|            | 1 教育施設設備費       | 19,105,465              | △ 1,943,552           | 17,161,913              |
| 13 選挙費     |                 | 700,965                 | △ 87,808              | 613,157                 |
|            | 1 選挙費           | 700,965                 | △ 87,808              | 613,157                 |
| 14 特別会計繰出金 |                 | 84,015,177              | 25,862,000            | 109,877,177             |
|            | 1 市街地再開発事業会計繰出金 | 7,375,639               | △ 133,000             | 7,242,639               |
|            | 6 高速鉄道事業会計繰出金   | 16,544,506              | 9,595,000             | 26,139,506              |
|            | 11 港営事業会計繰出金    | 30,700                  | 16,400,000            | 16,430,700              |
| 15 諸支出金    |                 | 8,163,854               | 3,010,000             | 11,173,854              |
|            | 1 蓄積基金へ繰替       | 8,163,854               | 3,010,000             | 11,173,854              |
| 第2部 歳出計    |                 | 482,062,354             | 15,464,511            | 497,526,865             |
| 歳出合計       |                 | 1,667,541,183           | 38,174,048            | 1,705,715,231           |

第2表 繰越明許費補正

| 款         | 項          | 事業名             | 金額          |
|-----------|------------|-----------------|-------------|
| 1 総務事業費   | 2 市民利用施設整備 | 危機管理対策事業        | 千円<br>6,000 |
| 3 こども青少年費 | 1 こども青少年費  | 子ども手当支給システム整備事業 | 125,000     |
| 4 環境事業費   | 1 環境事業費    | 環境対策事業          | 30,000      |
| 6 都市計画事業費 | 1 一般都市計画費  | 公園事業            | 140,000     |
| 7 土木事業費   | 1 土木施設整備費  | 道路事業            | 303,000     |
|           |            | 橋梁事業            | 500,000     |
|           |            | 河川事業            | 157,000     |
| 9 港湾事業費   | 1 港湾施設整備費  | 大阪港修築事業         | 700,000     |
|           |            | 港湾地帯防災事業        | 94,000      |

第3表 市債補正

| 起債の目的         | 限度額             |               | 起債の方法                           | 利率          | 償還の方法                                                          |
|---------------|-----------------|---------------|---------------------------------|-------------|----------------------------------------------------------------|
|               | 補正前             | 補正後           |                                 |             |                                                                |
| 健康福祉事業        | 千円<br>1,560,000 | 千円<br>586,000 | 普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。 | 年9.5%<br>以内 | 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中に未償還額の範囲内において借り替えることができる。 |
| 環境事業          | 5,975,000       | 4,399,000     |                                 |             |                                                                |
| 都市計画事業        | 13,947,000      | 13,578,000    |                                 |             |                                                                |
| 土木施設整備事業      | 6,846,000       | 7,293,000     |                                 |             |                                                                |
| ゆとりとみどり振興事業   | 1,432,000       | 1,421,000     |                                 |             |                                                                |
| 港湾整備事業        | 6,147,000       | 5,913,000     |                                 |             |                                                                |
| 住宅事業          | 10,043,000      | 9,030,000     |                                 |             |                                                                |
| 学校教育施設整備事業    | 5,832,000       | 5,691,000     |                                 |             |                                                                |
| 減収補てん資金       | 10,292,000      | 30,786,000    |                                 |             |                                                                |
| 第三セクター等改革推進資金 | 0               | 16,400,000    |                                 |             |                                                                |

## 平成21年度大阪市市街地再開発事業会計補正予算

平成21年度大阪市市街地再開発事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 588,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,025,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## (市債の補正)

第2条 市債の減額は、「第2表 市債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款       | 項               | 補正前の額                   | 補正額                     | 計                       |
|---------|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1 国庫支出金 |                 | 4,468,439 <sup>千円</sup> | △ 134,000 <sup>千円</sup> | 4,334,439 <sup>千円</sup> |
|         | 1 国庫補助金         | 4,468,439               | △ 134,000               | 4,334,439               |
| 2 諸収入   |                 | 1,301,743               | 147,000                 | 1,448,743               |
|         | 1 建築施設<br>処分金収入 | 23,157                  | 147,000                 | 170,157                 |
| 3 繰入金   |                 | 18,843,802              | △ 601,000               | 18,242,802              |
|         | 1 一般会計繰入金       | 12,158,004              | △ 280,000               | 11,878,004              |
|         | 2 公債費会計繰入金      | 6,685,798               | △ 321,000               | 6,364,798               |
| 歳入合計    |                 | 24,613,984              | △ 588,000               | 24,025,984              |

## 歳 出

| 款           | 項     | 補正前の額            | 補正額             | 計                |
|-------------|-------|------------------|-----------------|------------------|
| 1 市街地再開発事業費 |       | 千円<br>24,613,984 | △ 千円<br>588,000 | 千円<br>24,025,984 |
|             | 1 事業費 | 13,345,331       | △ 588,000       | 12,757,331       |
| 歳出合計        |       | 24,613,984       | △ 588,000       | 24,025,984       |

## 平成21年度大阪市介護保険事業会計補正予算

平成21年度大阪市介護保険事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,670,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,925,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款     | 項     | 補正前の額           | 補正額             | 計               |
|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 6 繰越金 |       | 千円<br>1,683,933 | 千円<br>2,670,766 | 千円<br>4,354,699 |
|       | 1 繰越金 | 1,683,933       | 2,670,766       | 4,354,699       |
| 歳入合計  |       | 177,255,144     | 2,670,766       | 179,925,910     |

## 平成21年度大阪市港営事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成21年度大阪市港営事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成21年度大阪市港営事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

|               |            | 収 入        |            |    |
|---------------|------------|------------|------------|----|
| (科 目)         | (補正前の額)    | (補正額)      | (計)        |    |
|               | 千円         | 千円         | 千円         | 千円 |
| 第2款 大阪港埋立事業収益 | 18,167,102 | 16,400,000 | 34,567,102 |    |
| 第3項 特別利益      | 0          | 16,400,000 | 16,400,000 |    |
| 合 計           | 26,693,456 | 16,400,000 | 43,093,456 |    |

|               |            | 支 出         |            |    |
|---------------|------------|-------------|------------|----|
| (科 目)         | (補正前の額)    | (補正額)       | (計)        |    |
|               | 千円         | 千円          | 千円         | 千円 |
| 第2款 大阪港埋立事業費用 | 20,921,053 | 68,265,281  | 89,186,334 |    |
| 第1項 営業費用      | 18,969,581 | △ 1,000,000 | 17,969,581 |    |
| 第4項 特別損失      | 0          | 69,265,281  | 69,265,281 |    |
| 合 計           | 27,946,791 | 68,265,281  | 96,212,072 |    |

(資本的収入の補正)

第3条 予算第4条本文中かっこ書きを削り、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

|               |           | 収 入        |            |    |
|---------------|-----------|------------|------------|----|
| (科 目)         | (補正前の額)   | (補正額)      | (計)        |    |
|               | 千円        | 千円         | 千円         | 千円 |
| 第2款 大阪港埋立事業収入 | 2,495,451 | 26,000,000 | 28,495,451 |    |
| 第2項 雑収入       | 668,451   | 26,000,000 | 26,668,451 |    |
| 合 計           | 3,714,290 | 26,000,000 | 29,714,290 |    |

## 平成21年度大阪市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成21年度大阪市下水道事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成21年度大阪市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)       | 支 出        |        | (計)        |
|-------------|------------|--------|------------|
|             | (補正前の額)    | (補正額)  |            |
|             | 千円         | 千円     | 千円         |
| 第1款 下水道事業費用 | 76,698,458 | 97,653 | 76,796,111 |
| 第4項 特別損失    | 0          | 97,653 | 97,653     |

## 平成21年度大阪市自動車運送事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成21年度大阪市自動車運送事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成21年度大阪市自動車運送事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)       | 支 出        |           | (計)        |
|-------------|------------|-----------|------------|
|             | (補正前の額)    | (補正額)     |            |
|             | 千円         | 千円        | 千円         |
| 第1款 自動車事業費用 | 24,556,468 | △ 175,113 | 24,381,355 |
| 第1項 営業費用    | 23,456,706 | △ 175,113 | 23,281,593 |

## 平成21年度大阪市高速鉄道事業会計補正予算

## (総則)

第1条 平成21年度大阪市高速鉄道事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

## (収益的支出の補正)

第2条 平成21年度大阪市高速鉄道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)        | 支 出         |           | (計)         |
|--------------|-------------|-----------|-------------|
|              | (補正前の額)     | (補正額)     |             |
|              | 千円          | 千円        | 千円          |
| 第1款 高速鉄道事業費用 | 155,274,151 | △ 899,738 | 154,374,413 |
| 第1項 営業費用     | 123,449,694 | △ 899,738 | 122,549,956 |

## (資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かっこ書き中「51,581,338千円」を「61,176,338千円」に、「50,213,302千円」を「59,808,302千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)        | 収 入        |           | (計)        |
|--------------|------------|-----------|------------|
|              | (補正前の額)    | (補正額)     |            |
|              | 千円         | 千円        | 千円         |
| 第1款 高速鉄道事業収入 | 33,454,648 | 9,595,000 | 43,049,648 |
| 第7項 貸付金返還金   | 0          | 9,595,000 | 9,595,000  |
| 合 計          | 33,456,978 | 9,595,000 | 43,051,978 |

| (科 目)       | 支 出        |            | (計)         |
|-------------|------------|------------|-------------|
|             | (補正前の額)    | (補正額)      |             |
|             | 千円         | 千円         | 千円          |
| 第1款 高速鉄道事業費 | 84,937,516 | 19,190,000 | 104,127,516 |
| 第6項 繰替金     | 123,000    | 9,595,000  | 9,718,000   |
| 第8項 貸付金     | 0          | 9,595,000  | 9,595,000   |
| 合 計         | 85,038,316 | 19,190,000 | 104,228,316 |

## 平成21年度大阪市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成21年度大阪市水道事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成21年度大阪市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)      | 支 出           |             | (計)        |
|------------|---------------|-------------|------------|
|            | (補正前の額)<br>千円 | (補正額)<br>千円 |            |
| 第1款 水道事業費用 | 72,328,096    | △ 23,107    | 72,304,989 |
| 第1項 営業費用   | 63,083,950    | △ 166,458   | 62,917,492 |
| 第4項 特別損失   | 0             | 143,351     | 143,351    |

## 平成21年度大阪市市民病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成21年度大阪市市民病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成21年度大阪市市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)       | 支 出           |             | (計)        |
|-------------|---------------|-------------|------------|
|             | (補正前の額)<br>千円 | (補正額)<br>千円 |            |
| 第1款 市民病院事業費 | 45,659,144    | 1,996,042   | 47,655,186 |
| 第1項 医療費用    | 43,476,324    | △ 166,545   | 43,309,779 |
| 第4項 特別損失    | 0             | 2,162,587   | 2,162,587  |

(資本的収入の補正)

第3条 予算第4条本文かっこ書き中「3,504,630千円」を「3,384,530千円」に、「2,215,479千円」を「2,382,024千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)        | 収 入           |             | (計)       |
|--------------|---------------|-------------|-----------|
|              | (補正前の額)<br>千円 | (補正額)<br>千円 |           |
| 第1款 資本的収入    | 1,451,975     | 120,100     | 1,572,075 |
| 第3項 固定資産売却代金 | 231           | 120,100     | 120,331   |

## 平成21年度大阪市公債費会計補正予算

平成21年度大阪市公債費会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,061,158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,006,212,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款      | 項         | 補正前の額                     | 補正額                   | 計                         |
|--------|-----------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 1 繰入金  |           | 504,790,515 <sup>千円</sup> | 934,158 <sup>千円</sup> | 505,724,673 <sup>千円</sup> |
|        | 1 一般会計繰入金 | 218,685,262               | 934,158               | 219,619,420               |
| 3 公債収入 |           | 445,972,314               | 50,127,000            | 496,099,314               |
|        | 1 公債収入    | 445,972,314               | 50,127,000            | 496,099,314               |
| 歳入合計   |           | 955,151,197               | 51,061,158            | 1,006,212,355             |

## 歳 出

| 款       | 項               | 補正前の額             | 補正額              | 計                 |
|---------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 1 繰 出 金 |                 | 千円<br>212,401,112 | 千円<br>50,127,000 | 千円<br>262,528,112 |
|         | 1 一般会計繰出金       | 142,122,314       | 42,078,000       | 184,200,314       |
|         | 2 市街地再開発事業会計繰出金 | 6,685,798         | △ 321,000        | 6,364,798         |
|         | 5 中央卸売市場事業会計繰出金 | 3,653,000         | 205,000          | 3,858,000         |
|         | 6 港営事業会計繰出金     | 2,762,000         | 359,000          | 3,121,000         |
|         | 7 下水道事業会計繰出金    | 19,482,000        | 5,834,000        | 25,316,000        |
|         | 9 高速鉄道事業会計繰出金   | 23,284,000        | 152,000          | 23,436,000        |
|         | 10 水道事業会計繰出金    | 8,500,000         | 1,820,000        | 10,320,000        |
| 2 公 債 費 |                 | 742,740,085       | 934,158          | 743,674,243       |
|         | 1 元利償還金         | 640,472,930       | △ 2,400,000      | 638,072,930       |
|         | 3 蓄積基金へ繰替       | 100,159,260       | 3,334,158        | 103,493,418       |
| 歳 出 合 計 |                 | 955,151,197       | 51,061,158       | 1,006,212,355     |

(財政局財務部財務担当)

## 大阪市告示第219号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び大阪州市税条例施行規則（昭和29年大阪市規則第53号）第26条第1項の規定に基づき、平成22年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

平成22年3月12日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 縦覧期間 平成22年4月1日から同月30日まで  
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。
- 2 縦覧時間 午前9時から午後5時30分まで  
ただし、金曜日は午後7時まで
- 3 縦覧場所 所有している土地又は家屋が所在する区を所管する市税事務所

(財政局税務部固定資産税担当)

大阪市告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

大阪市長 平松 邦夫

1 許可番号

平成21年11月17日大阪市指令計（規）第39号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市福島区大開3丁目32番72の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市常称寺町27番19号

株式会社 富士住研

代表取締役内山 進

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設の<br>種類 | 概要      |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                        |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|----------------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延長      |     |           |                            |
| 道路          | 4.500m  | 51.510m | 開発者 | 開発者       | すみ切り5ヵ所含む。                 |
| 下水道         | D=150mm | 3.600m  | 大阪市 | —         | 0号組立マンホール<br>インパート付1ヵ所 新設工 |

5 廃止された公共施設

| 公共施設の<br>種類 | 概要      |        | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|--------|-----|-----------|-----|
|             | 幅員（管径）  | 延長     |     |           |     |
| 下水道         | D=150mm | 2.100m | 大阪市 | —         | 撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）

大阪市告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月12日

大阪市長 平松邦夫

- 1 許可番号  
平成21年11月18日大阪市指令計（規）第43号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市住之江区南加賀屋2丁目48番の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市浪速区湊町1丁目2番17-3408号  
クローバー産業株式会社  
代表取締役 大工 謹
- 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設の<br>種類 | 概要      |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                      |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|--------------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延長      |     |           |                          |
| 道路          | 4.000m  | 16.690m | 開発者 | 開発者       | すみ切り2ヵ所含む。               |
| 下水道         | D=150mm | 9.350 m | 大阪市 | —         | 集水ますI型 インバート付<br>3ヵ所 新設工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）

#### 大阪市告示第222号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成22年3月12日

大阪市長 平松邦夫

- ・認定年月日及び認定番号  
平成22年2月25日 第694号
- ・認定区域の名称  
四季彩都いちょう館
- ・認定区域の位置  
大阪市城東区新喜多東2丁目31番12

（計画調整局建築指導部建築企画担当）